

給付金・補助金・助成金	売上が前年比50%以上減	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人 上限200万円 個人事業主 上限100万円 ※6/29～給与所得・雑所得にて申告しているフリーランスの方も対象となりました	持続化給付金事業コールセンター ●8/31 までに申請をされた方 ☎ 0120-115-570 ●9/1 以降に申請をする方 ☎ 0120-279-292
	売上が前年比50%減 又は 3か月連続30%減	家賃支援給付金	令和2年5～12月において売上の前年同期比が1か月で50%以上減少又は、3か月連続30%以上減少しており、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払うテナント事業者に対して、 申請時直近の支払い賃料に基づいて算出される給付額(月額)の6か月分 に相当する額を支給します。	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	県感染拡大防止協力金の交付を受けている 又は 売上が前年比30%減	市中小企業等緊急支援給付金	神奈川県コロナウィルス感染症感染拡大防止協力金の交付を受けている事業者又は売上が前年同月比で30%以上減少している事業者に対して、 市内の事業所ごとに10万円 を給付します。	座間市役所 商工観光課 ☎ 046-252-7604
	新 雇用調整助成金の支給決定を受けている	市雇用維持給付金	国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)の申請をし、支給決定を受けた事業所を対象に、 事業所当たり30万円 を給付。また、雇用調整助成金等の申請事務手続きを社会保険労務士等に委託した場合、支払った手数料等の全額(上限10万円)を加算	座間市役所 商工観光課 ☎ 046-252-7604
	感染症対策費用を抑えたい	神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、 非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止 (12/4まで)、 ITサービス導入または生産設備等導入 (10/30まで) に取り組む費用の一部 を補助します。	神奈川県感染症対策補助金班 (神奈川県ホームページ参照)
	賃金が払えない	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、 休業手当の一部助成 が受けられます。 ※申請期限は、給付対象期間の末日の翌日から2か月以内となります。 ※6/12～上限額、助成率ともに引き上げとなりました。申請済み事業者につきましては、遡及適用となり、手続きは不要です。	神奈川県労働局神奈川助成金センター ☎ 045-277-8815 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	無利子融資 民間金融機関を通じた資金繰り支援として、当初3年間実質無利子の「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」等があります。(12/31 まで)	最寄りの民間金融機関 神奈川県信用保証協会 ☎ 045-681-7178 他
		日本政策金融公庫の融資	無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等があります。	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫ホームページ参照)
		商工中金の危機対応融資	無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店 (商工中金ホームページ参照)
		個人向け緊急小口資金等の特例	無利子貸付 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。	各市区町村社会福祉協議会(県社会福祉協議会ホームページ参照) 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予・減免	納税が厳しい	納税の猶予	事業等に係る収入に相当の減少があった方は、令和2年2月1日からの1年間に納期限が到来する国税・県税について、無担保・延滞金なしで 1年間国税・県税の徴収の猶予 が受けられます。	国税…各税務署 県税…各県税事務所
	社会保険料等の支払いが厳しい	厚生年金保険料等の納付猶予	事業収入が前年同月比で1か月で20%以上減少しており、納付が困難な事業所に限り、 1年間厚生年金保険料等の納付の猶予 が受けられます。 ※申請期限は、納付すべき保険料等の納期限から6か月以内となります。	各年金事務所
	水光熱費の支払いが厳しい	上下水道・ガス・電気料金の支払い猶予	上下水道、ガス、電気料金の支払い猶予 が受けられます。	各水道局・各ガス会社・各電力会社
	国民健康保険税が払えない	国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、減少額が前年の収入の30%以上であり、主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合、前年の所得金額に応じて 一部または全額減免 します。	各市区町村国保年金課
	固定資産税等が払えない	固定資産税等の減免	中小企業・小規模事業者の保有する建物や設備等の固定資産税等を令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の収入の前年同期と比較した減少幅に応じて 半額または全額減免 します。	固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322

給付金 申請一覧 2020.10月現在

国 持続化給付金	内容(要件)	支給対象	給付額	必要書類	申請方法	電子申請/申請サポート会場(完全予約制)	
	中小法人等	①資本金・出資の総額が10億円未満または常時使用する従業員の総数が2000人以下 ②今後の事業を継続する意思があること	上限 200万円	【全事業者共通】 ①売上台帳や帳簿等、対象月の事業収入がわかるもの ②通帳の写し(法人の代表者名義も可)(表面&開いた1.2ページ又は電子通帳画面コピー) 【法人の場合】 ①2019年度の確定申告書 第一表(1枚)・法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))計3枚 【個人の場合】 ①青色申告者:2019年度の確定申告書 第一表(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚(両面))計3枚 白色申告者:2019年分の確定申告書 第一表(1枚) ②本人確認書類(住所・氏名・顔写真のある身分証明書等) 【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】 ①2019年度の確定申告書 第一表の控え(1枚) ②申請者名義の国民健康保険証の写し(表面のみ) ③本人確認書類(住所・氏名・顔写真のある身分証明書等) ④業務委託契約等収入があることを示す書類(業務委託契約書、支払調書、源泉徴収票、通帳の写し等)	申請期限 R2.5/1~R3.1/15	H.P検索	持続化給付金 ●8/31までに申請をされた方 https://www.jizokuka-kyufu.jp/ ●9/1以降に申請をする方 https://jizokuka-kyufu.go.jp
	個人事業者等	③前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること	上限 100万円			入金	申請口座
	新 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等	①2019年以前から、雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、業務上雑所得又は給与所得の収入として計上されるもの(業務契約等収入)を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること ②2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて、収入が50%以上減少した月があること ③2019年以前から非雇用者又は被扶養者ではないこと ④2019年確定申告において、確定申告書第1表の「収入金額等」の「事業」の欄が空欄又は0円であること	上限 100万円			問合せ先	●8/31までに申請をされた方 ☎ 0120-115-570 ●9/1以降に申請をする方 ☎ 0120-279-292 日曜日~金曜日(土祝日を除く) 8:30~19:00 [LINE問合せ] LINE ID : @kyufukin_line

新 国 家賃支援給付金	内容(要件)	支給対象	給付額	必要書類	申請方法	電子申請/申請サポート会場(完全予約制)	
	法人	以下の3つにすべて当てはまる事業者 ①資本金10億円以上の大企業を除く 中小法人・個人事業者等(フリーランス含む) ②5月から12月の売上高が、1か月で前年同月比50%以上減または、連続する3か月の合計で前年同期30%以上減 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている事業者(駐車場・資材置場等含む)	支払い賃料	給付額算出式	①【持続化給付金】 申請に用いる必要書類すべて ②賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書) ③申請時の直近3か月分の賃料支払い実績を証明する書類(銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等) ④誓約書(代表者の方の自署の誓約書)	申請期限	R2.7.14~R3.1/15
			75万円以下	支払い賃料×2/3(=月額) ×6か月分		H.P検索	家賃支援給付金 https://yachin-shien.go.jp/
			75万円超	50万円+支払い賃料の75万円の超過分×1/3(=月額) ×6か月分 ※月額上限100万円		入金	申請口座
			37.5万円以下	支払い賃料×2/3(=月額) ×6か月分		問合せ先	☎ 0120-653-930 日曜日~金曜日(土祝日を除く) 8:30~19:00
37.5万円超			25万円+支払い賃料の37.5万円の超過分×1/3(=月額) ×6か月分 ※月額上限50万円				

市 座間市中小企業等緊急支援給付金	支給対象	給付額	必要書類	申請方法	郵送 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1丁目1番1号 座間市役所 商工観光課 宛	
	①座間市内に事業所があり、県が交付する神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けている事業者 ②上記の1の対象とならない事業者で、座間市内に事業所があり、令和2年2月以降の収入が前年同月比で30%以上減少した月が存在する事業者 ただし、チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者は対象となりません。	座間市内の事業所ごとに10万円(1回を限度)	【全事業者共通】 ①座間市中小企業等緊急支援給付金給付申請書(第1号様式)(市内に事業所が複数ある場合は、事業所ごとに提出してください) ②座間市中小企業等緊急支援給付金に係る誓約書兼同意書(第2号様式) ③開業届、営業許可証などの写し ④返信用封筒(84円切手を添付し、返信先住所が記載されているもの) ⑤給付金請求書(可能であれば、振込先通帳の写しを添付してください) ⑥市内に複数事業所がある場合のみ 座間市中小企業等緊急支援給付金給付対象事業所一覧表(第3号様式) ⑦申請者が個人の場合のみ 運転免許証などの本人確認書類の写し ⑧申請者が個人で市外在住者の場合のみ 住民票の写し(発行日から3ヵ月以内のもの) ⑨申請者が法人の場合のみ 履歴事項全部証明書(発行日から3ヵ月以内のもの)及び役員等氏名一覧表(第4号様式)	【神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けた事業者】 ①上記【全事業所共通】 ②協力金の交付を受けたことが確認できる書類の写し(振込通帳などの写し) 【神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金以外の事業者】 ①上記【全事業所共通】 ②売上げの比較をする月の前年の確定申告書や収支内訳書などの計数資料 ③売上げの比較をする月の月間事業収入が確認できる計数資料 ④市内に事業所が複数ある場合、上記2点の事業所ごとの計数資料	申請期限	R2.5/13~R3.2.28(当日消印有効)
					H.P検索	座間市中小企業等緊急支援給付金 https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1589172045046/index_k.html
					入金	申請口座 ※申請内容を審査次第、順次、給付手続きに入ります。給付決定者には給付決定通知書を送付します。
問合せ先					座間市商工観光課 ☎ 046-252-7604(直通)	

市 座間市中小企業雇用維持給付金	支給対象	給付額	必要書類	申請方法	郵送 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1丁目1番1号 座間市役所 商工観光課 宛	
	新 国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)の申請をし、支給決定を受けた事業者	事業所あたり30万円(1回を限度) 申請に必要な事務手続きを社会保険労務士等に委託した場合、支払った手数料等の全額(上限10万円)を加算	【全事業者共通】 ①市中小企業雇用維持給付金給付申請書(第1号様式) ②返信用封筒(84円切手を添付し、返信先住所が記載されているもの) ③給付金請求書(署名・押印、可能であれば通帳の写し) ④雇用調整助成金等の支給申請書の写し ⑤雇用調整助成金等支給決定通知書の写し 【雇用調整助成金等の申請に課税事務手続きを社会保険労務士に委託した場合】 ①雇用調整助成金等の申請事務委託に係る手数料等の領収書の写し	申請期限 R2.9/1~R3.2.28(当日消印有効)	H.P検索	座間市中小企業雇用維持給付金 https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1597296123361/index.html
					入金	申請口座 ※申請内容を審査次第、順次、給付手続きに入ります。給付決定者には給付決定通知書を送付します。
					問合せ先	座間市商工観光課 ☎ 046-252-7604(直通)